令和４年度　第５回

岩美町国民健康保険運営協議会日程

令和５年２月３日（金）午後４時００分～
役場２Ｆ ミーティング室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　議事録署名委員指名

４　議　事

１）　令和４年度岩美町国民健康保険特別会計決算見込について
・・・Ｐ３

２）　令和５年度岩美町国民健康保険事業概要について
・・・Ｐ４～６

３）　令和５年度岩美町国民健康保険特別会計予算（案）
・・・Ｐ７

４）　令和５年度岩美町国民健康保険税（案）について
・・・Ｐ８～１２

５）　令和５年度岩美町国民健康保険事業計画（案）について
・・・Ｐ１３～２７

６）岩美町国民健康保険保健事業計画の進捗状況について
・・・Ｐ２８～２９

その他

７　閉　会

○岩美町国民健康保険運営協議会規則

昭和51年4月19日
規則第2号

岩美町国民健康保険運営協議会規則(昭和30年岩美町規則第4号)の全部を改正する。

(目的)

第1条　この規則は、岩美町国民健康保険条例(昭和34年岩美町条例第5号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第2条　国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集する。

2　会長は協議会を招集するときは、町長にこれを通知しなければならない。

3　協議会の会長を選挙するときは、第1項の規定にかかわらず町長がこれを招集する。

(議事)

第3条　協議会は、会長が議長となってこれを運営する。

第4条　協議会は、委員定数の2分の1以上の者が出席しなければ開会することができない。

第5条　協議会の議事及び会議録の作成等については、岩美町議会会議規則の規定を準用する。

(答申)

第6条　会長は諮問事項の審議を終了し、議決を終わったときは、5日以内に町長に答申しなければならない。

(建議及び報告)

第7条　会長は被保険者、その他利害関係者より申立のあった事項については、申立書又は聞取書を添えて町長に建議又は報告しなければならない。

第8条　会議録に署名すべき委員は、会長のほか2名とし、会議のはじめに会長が会議に諮ってこれを定める。ただし、あらかじめ会議の決定により順序を定めたときはこの限りでない。

(協議会の庶務)

第9条　協議会の庶務は、国民健康保険主管課において処理する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

岩美町国民健康保険運営協議会委員名簿

任　期：令和４年１月１日～令和６年１２月３１日

選出区分	氏　名	備　考
被保険者代表	村上　富重	
	船木　道代	
	森田　加代子	
	橋本　町子	
医療機関代表	奥田　敏貴	
	藤田　直樹	
	永美　善男	
	尾﨑　隆之	
公益代表	山本　淳	
	西浦　晶義	
	中島　玉江	
	岡田　美恵子	
計	１２　名	

令和4年度岩美町国民健康保険特別会計決算見込

R5.1.19

（単位：円）

歳入			
科目	予算現額 A	決算見込額 B	比較 B-A
1 国民健康保険税	207,666,000	207,065,145	▲ 600,855
一般被保険者国民健康保険税	207,533,000	206,905,448	▲ 627,552
1 医療給付費分現年課税	131,831,000	131,142,000	▲ 689,000
2 後期高齢者支援金分現年課税	51,398,000	51,087,000	▲ 311,000
3 介護納付金分現年課税	14,204,000	15,071,000	867,000
4 医療給付費分滞納繰越	6,130,000	5,822,062	▲ 307,938
5 後期高齢者支援金分滞納繰越	2,330,000	2,261,108	▲ 68,892
6 介護納付金分滞納繰越	1,640,000	1,522,278	▲ 117,722
退職被保険者等国民健康保険税	133,000	159,697	26,697
1 医療給付費分滞納繰越	120,000	139,375	19,375
2 後期高齢者支援金分滞納繰越	6,000	0	▲ 6,000
3 介護納付金分滞納繰越	7,000	20,322	13,322
2 使用料及び手数料	90,000	90,000	0
国庫支出金	0	0	0
3 県支出金	1,168,780,000	1,166,006,000	▲ 2,774,000
保険給付費交付金	1,168,779,000	1,166,006,000	▲ 2,773,000
1 普通交付金	1,098,985,000	1,098,943,000	▲ 42,000
2 特別調整交付金	69,794,000	67,063,000	▲ 2,731,000
財政安定化基金交付金	1,000	0	▲ 1,000
4 財産収入	135,000	19,000	▲ 116,000
5 寄附金	1,000	0	▲ 1,000
6 繰入金	131,388,000	129,003,000	▲ 2,385,000
1 一般会計繰入金	101,269,000	100,884,000	▲ 385,000
2 基金繰入金	30,119,000	28,119,000	▲ 2,000,000
7 繰越金	1,000	0	▲ 1,000
8 諸収入	109,000	0	▲ 109,000
計	1,508,170,000	1,502,183,145	△ 5,986,855

（単位：円）

歳出			
科目	予算現額 A	決算見込額 B	比較 B-A
1 総務費	11,129,000	11,027,000	▲ 102,000
1 総務管理費	9,899,000	9,875,000	▲ 24,000
2 徴税費	836,000	758,000	▲ 78,000
3 運営協議会費	394,000	394,000	0
2 保険給付費	1,104,451,002	1,093,857,014	▲ 10,593,988
療養諸費	930,335,000	929,827,000	▲ 508,000
1 一般被保険者療養給付費	924,000,000	925,116,000	1,116,000
2 退職被保険者等療養給付費	360,000	120,000	▲ 240,000
3 一般被保険者療養費	3,360,000	2,217,000	▲ 1,143,000
4 退職被保険者等療養費	120,000	30,000	▲ 90,000
5 審査支払手数料	2,495,000	2,344,000	▲ 151,000
高額療養費	168,630,000	160,284,012	▲ 8,345,988
1 一般被保険者高額療養費	168,000,000	159,862,012	▲ 8,137,988
2 退職被保険者等高額療養費	120,000	30,000	▲ 90,000
3 高額介護合算療養費	510,000	392,000	▲ 118,000
移送費	20,000	0	▲ 20,000
出産育児諸費	2,522,000	2,522,000	0
葬祭諸費	1,050,000	1,050,000	0
傷病手当金	1,894,002	174,002	▲ 1,720,000
3 国保事業費納付金	316,114,000	316,114,000	0
4 その他事業費等拠出金	1,000	0	▲ 1,000
5 財政安定化基金拠出金	1,000	0	▲ 1,000
6 保健事業費	31,629,000	29,482,000	▲ 2,147,000
1 特定健診事業費	12,114,000	12,114,000	0
2 保健事業費	8,196,000	6,174,000	▲ 2,022,000
3 健康管理費	11,319,000	11,194,000	▲ 125,000
7 積立金	135,000	19,000	▲ 116,000
8 諸支出金	42,750,000	41,750,000	▲ 1,000,000
1 償還金等	1,750,000	1,750,000	0
2 繰出金	41,000,000	40,000,000	▲ 1,000,000
9 予備費	1,959,998	0	▲ 1,959,998
計	1,508,170,000	1,492,249,014	▲ 15,920,986

歳入決算見込 － 歳出決算見込

1,502,183,145円 － 1,492,249,014円 ＝

9,934,131円

岩美町国民健康保険事業概要について

【令和５年度制度改正について（主な変更点）】

○国民健康保険税賦課限度額（令和５年度から）

104 万円（基礎課税額 65 万円、後期分 20 万円→22 万円、介護分 17 万円）

○出産育児一時金の支給基準額について

出産費用は年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、
・「全施設」の平均出産費用を勘案するとともに、
・近年の伸びを勘案し、直近の出産費用も賄える額に設定する。
以上より、４２万円（産科医療補償制度掛金１万２千円含む）から８万円引き上げられ５０万円となる。

・国・地方の負担割合：国 2/3、市町村 1/3
・令和５年度は１件当たり５千円を追加で補助
・施行時期：令和５年４月

○産前産後の保険料負担軽減について

子育て世帯への支援の強化のため、出産する被保険者の国民健康保険料（税）について、産前産後期間相当分（４か月間）の被保険者均等割額及び所得割額を免除する制度の創設が検討されている。（令和６年１月施行）。

・免除相当額を公費で補填
・施行時期：令和６年１月

【国保事業納付金について】

1　国保事業納付金について

（1）令和５年度納付金の算定結果

	令和５年度納付金	令和４年度納付金	
鳥取県	13,581,261,621 円	13,648,428,549 円	△67,166,928 円 0.5％減
岩美町	307,648,961 円	316,112,280 円	△8,463,319 円 2.7％減

※医療分・後期分・介護分の合計

（2）県納付金総額の減額理由（県医療・保険課分析による）

・前期高齢者交付金が増加し、過年度決算余剰金を納付金の減算に充てたこと等により県全体では 0.5％の減額

（3）岩美町分の納付金の減額理由

・過去３年間平均による医療費指数の減

令和４年度算定時：1.1085

令和５年度算定時：1.1031　　0.5％減　　※全国平均の医療費との対比

・医療費指数が減少し、県全体の納付金額も減少しており岩美町分も減額

2　被保険者数の推移について

岩美町国保の被保険者数は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が進み、減少している。

（単位：人）

	令和５年度	令和４年度	令和３年度	令和２年度	令和元年度
被保険者数 (予算時)	2,490	2,672	2,697	2,757	2,790
増減	△182	△25	△60	△33	

3　令和５年度国保税（案）について

（1）方針

医療費指数の減少に加え、県全体の納付金減額の影響により岩美町の納付金は減額となった。

令和４年度の医療費は昨年度より微増（12 月末時点療養給付費、対前年約 0.5％増）となっている。

所得については、コロナ対策の緩和が行われる予定であるが、すぐに好転するかどうかは不透明な状況である。

被保険者数の減少により、納付金が減少しても１人当たりの保険税額は増加している。

令和５年度は保険税の算定方式を３方式とする初年度にあたり、保険税増額の激変緩和措置として積立基金からの繰入を行う予定であるが、これは影響を受ける被保険者を対象としたものであり、全体への保険税軽減分については別に考えることとする。

以上を踏まえ、前年並みの負担額とするために決算剰余金約１，０００万円に基金から１，４００万円を加えた２，４００万円を軽減財源として繰り入れたうえで、激変緩和分として約１，７９０万円を加えて、合計約４，１９０万円を繰り入れることとする。

（２）算定方式

３方式（所得割・均等割・平等割）にて算定

激変緩和措置（１年目分 17,903,000 円）実施

（３）保険税（１人当たり）の推移　　（予算時）

・国保税軽減財源としての基金繰入のみ　　（単位：円）

	令和５年度(案)	令和４年度	令和３年度	令和２年度
医療分	52, 398	57, 950	58, 033	59, 301
後期高齢支援分	23, 753	20, 287	19, 234	19, 600
介護納付金分	23, 141	21, 411	22, 593	22, 774
計	99, 321	99, 648	99, 860	101, 675
前年対比	0. 3％減			

・算定方式変更に伴う激変緩和分含む　　（単位：円）

	令和５年度(案)	令和４年度	令和３年度	令和２年度
医療分	47, 330	57, 950	58, 033	59, 301
後期高齢支援分	21, 770	20, 287	19, 234	19, 600
介護納付金分	21, 087	21, 411	22, 593	22, 774
計	90, 194	99, 648	99, 860	101, 675
前年対比	9. 5％減			

４　その他

出産育児一時金が令和５年４月より、４２万円（産科医療補償制度掛金１万２千円含む）から８万円引き上げられ５０万円となることに伴い、岩美町国民健康保険条例の改正が必要になるため、３月議会定例会において条例改正を上程いたします。

令和5年度岩美町国民健康保険特別会計予算(案)

R5.1.30

(単位:千円)

歳入 科目	令和4年度当初予算額 A	令和5年度当初予算額 B	比較 B-A
1 国民健康保険税	223,068	185,382	▲ 37,686
一般被保険者国民健康保険税	222,935	185,275	▲ 37,660
1 医療給付費分現年課税	147,100	111,960	▲ 35,140
2 後期高齢者支援金分現年課税	51,497	51,514	17
3 介護納付金分現年課税	14,238	12,761	▲ 1,477
4 医療給付費分滞納繰越	6,130	5,400	▲ 730
5 後期高齢者支援金分滞納繰越	2,330	2,220	▲ 110
6 介護納付金分滞納繰越	1,640	1,420	▲ 220
退職被保険者等国民健康保険税	133	107	▲ 26
1 医療給付費分滞納繰越	120	90	▲ 30
2 後期高齢者支援金分滞納繰越	6	4	▲ 2
3 介護納付金分滞納繰越	7	13	6
2 使用料及び手数料	90	90	0
国庫支出金	0	0	0
3 県支出金	1,166,775	1,127,387	▲ 39,388
保険給付費交付金	1,166,774	1,127,386	▲ 39,388
1 普通交付金	1,098,985	1,098,670	▲ 315
2 特別調整交付金	67,789	28,716	▲ 39,073
財政安定化基金交付金	1	1	0
4 財産収入	135	100	▲ 35
5 寄附金	1	1	0
6 繰入金	115,027	145,377	30,350
1 一般会計繰入金	101,018	101,473	455
2 基金繰入金	14,009	43,904	29,895
7 繰越金	1	1	0
8 諸収入	109	109	0
計	1,505,206	1,458,447	▲ 46,759

(単位:千円)

歳出 科目	令和4年度当初予算額 A	令和5年度当初予算額 B	比較 B-A
1 総務費	11,129	9,998	▲ 1,131
1 総務管理費	9,899	8,907	▲ 992
2 徴税費	836	795	▲ 41
3 運営協議会費	394	296	▲ 98
2 保険給付費	1,102,347	1,103,490	1,143
療養諸費	930,335	930,020	▲ 315
1 一般被保険者療養給付費	924,000	924,000	0
2 退職被保険者等療養給付費	360	360	0
3 一般被保険者療養費	3,360	3,120	▲ 240
4 退職被保険者等療養費	120	120	0
5 審査支払手数料	2,495	2,420	▲ 75
高額療養費	168,630	168,630	0
1 一般被保険者高額療養費	168,000	168,000	0
2 退職被保険者等高額療養費	120	120	0
3 高額介護合算療養費	510	510	0
移送費	20	20	0
出産育児諸費	2,522	3,002	480
葬祭諸費	840	1,200	360
傷病手当金	0	618	618
3 国保事業費納付金	316,114	307,650	▲ 8,464
4 その他事業費等拠出金	1	1	0
5 財政安定化基金拠出金	1	1	0
6 保健事業費	31,629	30,990	▲ 639
1 特定健診事業費	12,114	12,476	362
2 保健事業費	8,196	7,065	▲ 1,131
3 健康管理費	11,319	11,449	130
7 積立金	135	100	▲ 35
8 諸支出金	41,850	4,217	▲ 37,633
1 償還金等	850	1,642	792
2 繰出金	41,000	2,575	▲ 38,425
9 予備費	2,000	2,000	0
計	1,505,206	1,458,447	▲ 46,759

◇令和5年度　岩美町国民健康保険税（案）について◇

基金2,400万円（算定方式変更に伴う激変緩和分あり）

◎被保険者の推移

［予算時ベース］

（単位：人）

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
医療分	**2,490**	2,672	2,697	2,757	2,790	2,810
後期高齢支援分（一般＋退職）	**2,490**	2,672	2,697	2,757	2,820	2,917
介護納付金分	**637**	700	766	820	866	910

［算定時ベース］

（単位：人）

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
医療分		2,634	2,692	2,737	2,771	2,806
後期高齢支援分（一般＋退職）		2,634	2,692	2,737	2,787	2,871
介護納付金分		669	742	802	831	936

◎保険税（１人平均）の推移

［予算時ベース］

（単位：円）

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
医療分	**47,330**	57,950	58,033	59,301	56,436	56,099
後期高齢支援分	**21,777**	20,287	19,234	19,600	20,950	21,218
小　計	**69,107**	78,237	77,267	78,901	77,386	77,317
介護納付金分	**21,087**	21,411	22,593	22,774	19,721	19,604
合　計	**90,194**	99,648	99,860	101,675	97,107	96,921

［算定時ベース］

（単位：円）

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
一般被保険者分		52,791	53,793	54,292	52,167	52,347
後期高齢支援分		20,580	19,270	21,298	21,198	21,558
小　計		73,371	73,063	75,590	73,365	73,905
介護納付金分		22,403	23,323	23,286	20,552	19,060
合　計		95,774	96,386	98,876	93,917	92,965

◇令和5年度　岩美町国民健康保険税（案）について◇

基金2,400万円（算定方式変更に伴う激変緩和分あり）

Ⅰ－1　令和5年度 医療給付費分予算　（0歳～74歳）

◎　歳出予算　　1,364,668千円

保険給付費	国保事業費納付金	保健事業	その他支出
1,103,490千円	213,871千円	30,990千円	16,317千円

療養給付費	924,360千円
療養費	3,240千円
高額療養費	168,120千円
審査支払手数料	2,420千円
高額介護	510千円
移送費	20千円
出産一時金	3,002千円
葬祭費	1,200千円
傷病手当金	618千円
保険給付費計	1,103,490千円

一般被保険者分	213,871千円
退職被保険者分	千円

特定健診	12,476千円
保健衛生費	7,065千円
健康増進	11,449千円
保健事業計	30,990千円

総務費	9,998千円
積立金	100千円
公債費	千円
諸支出金（一般）	1,644千円
病院繰出金	2,575千円
予備費	2,000千円
その他支出計	16,317千円

◎　歳入予算　　1,364,668千円

保険税 現年度分	保険税 滞納分	県支出金	他会計繰入金（一般会計繰入金）	積立基金繰入金	その他収入
111,960千円（調定額117,853千円）	9,147千円	1,127,387千円	77,885千円	37,988千円	301千円

滞納分内訳

一般5,400千円	退職90千円
後期2,220千円	後期4千円
介護1,420千円	介護13千円

普通交付金	1,098,670千円
特別交付金	28,717千円
県支出計	1,127,387千円

保健事業等	7,122千円
基盤安定負担金	48,767千円
未就学児均等割	336千円
財政安定化支援金	21,660千円
他会計繰入計	77,885千円

保険税軽減	24,000千円
算定方式変更に伴う激変緩和分（うち、医療分）	11,987千円
償還金	1千円
予備費	2,000千円
基金繰入計	37,988千円

使用料及び手数料	90千円
財産収入	100千円
寄付金	1千円
繰越金	1千円
諸収入	109千円
その他収入計	301千円

Ⅰ－2　令和5年度　医療給付費分国保税率算定基礎資料

年度	令和5年度		令和4年度	
区分	本算定（3/31）時	当初予算	本算定（3/31）時	当初予算
被保険者数 ①	人	人 2,490	人 2,634	人 2,672
一人当り保険税額 ②	円	円 47,330	円 52,791	円 57,950
調定見込額 ①×②=③	千円	千円 117,853	千円 139,052	千円 154,842
徴収率（予定） ④	%	% 95.0	% 95.0	% 95.0
予算額 ③×④=⑤	千円	千円 111,960	千円 132,100	千円 147,100

	R5当初予算	差額	R4当初予算
後期高齢者支援税額	21,777円	1,490円	20,287円
1人当り税額（一般＋後期）	69,107円	△ 9,130円	78,237円

◎１人当たり保険税額（当初予算）

令和4年度
57,950円
令和5年度
47,330円　△10,620円

[参考：激変緩和分なし　52,398円　（△5,552円）]

Ⅱ－１　令和5年度 後期高齢者支援金分予算（0歳～74歳）

◎　後期高齢者分歳出予算（見込）　　74,872 千円（国保事業費納付金）

一般被保険者分：74,872千円

退職被保険者分：　　千円

◎　後期高齢者分歳入予算（見込）　　74,872 千円

保　険　税	保険基盤安定等後期支援相当分	算定方式見直しに伴う激変緩和措置分
現年度分 51,514千円 （調定額　54,225 千円）	18,685千円	4,673千円

Ⅱ－２　令和5年度 後期高齢者支援金分国保税率算定基礎資料（0歳～74歳）

区　分	令和5年度		令和4年度	
	本算定（3/31）時	当初予算時	本算定（3/31）時	当初予算時
被保険者数 ①	人	人 2,490	人 2,634	人 2,672
１人当り保険税額 ②	円	円 21,777	円 20,580	円 20,287
調定見込額 ①×②＝③	千円	千円 54,225	千円 54,207	千円 54,207
徴収率（予定） ④	%	% 95.0	% 95.0	% 95.0
予算額 ③×④＝⑤	千円	千円 51,514	千円 51,497	千円 51,497

◎１人当たり保険税額（当初予算時）

令和4年度
20,287円
令和5年度　　1,490円
21,777円

[参考：激変緩和分なし　　23,753円　　(3,466円)]

Ⅲ－１　令和5年度 介護納付金分予算（40歳～64歳）

◎　介護納付金分歳出予算（見込）　　18,907 千円（国保事業費納付金）

◎　介護納付金分歳入予算（見込）　　18,907 千円

保　険　税	保険基盤安定介護相当額	算定方式見直しに伴う激変緩和措置分
現年度分 12,761千円 （調定額　13,433 千円）	4,903千円	1,243千円

Ⅲ－２　令和5年度 介護納付金分国保税率算定基礎資料（40歳～64歳）

区　分	令和5年度		令和4年度	
	本算定（3/31）時	当初予算時	本算定（3/31）時	当初予算時
被保険者数 ①	人	人 637	人 669	人 700
1人当り保険税額 ②	円	円 21,087	円 22,403	円 21,411
調定見込額 ①×②＝③	千円	千円 13,433	千円 14,987	千円 14,987
徴収率（予定） ④	%	% 95.0	% 95.0	% 95.0
予算額 ③×④＝⑤	千円	千円 12,761	千円 14,238	千円 14,238

◎１人当たり保険税額（当初予算時）

令和4年度
21,411円
令和5年度　　△324円
21,087円

［参考：激変緩和分なし　23,141円　(1,730円)］

◎岩美町国民健康保険特別会計

1　岩美町国民健康保険積立基金管理状況

（単位：円）

年度	前年度決算剰余金積立	利子積立	基金取り崩し	年度末残額
H11	300,000	870,778	△ 25,000,000	242,187,890
12	4,100,000	614,715	△ 47,400,000	199,502,605
13	4,200,000	316,478	△ 20,000,000	184,019,083
14	5,200,000	7,357	△ 22,000,000	167,226,440
15	4,900,000	3,545	△ 10,000,000	162,129,985
16	13,000,000	3,468	0	175,133,453
17	45,000,000	374	0	220,133,827
18	31,000,000	124,108	0	251,257,935
19	20,000,000	895,614	0	272,153,549
20	23,000,000	1,040,085	0	296,193,634
21	40,000,000	939,293	△ 45,000,000	292,132,927
22	12,000,000	464,519	△ 112,000,000	192,597,446
23	26,000,000	124,144	△ 30,000,000	188,721,590
24	27,000,000	89,750	△ 30,000,000	185,811,340
25	31,000,000	226,763	△ 20,000,000	197,038,103
26	34,000,000	153,179	△ 40,000,000	191,191,282
27	22,000,000	155,594	△ 65,000,000	148,346,876
28	34,000,000	75,594	△ 53,000,000	129,422,470
29	46,000,000	65,072	△ 20,000,000	155,487,542
30	79,018,014	38,721	△ 19,827,000	214,717,277
R1	26,157,524	73,192	△ 36,201,000	204,746,993
2	31,720,175	88,637	△ 35,900,000	200,655,805
3	24,086,295	136,611	△ 23,769,000	201,109,711
4	27,716,952	19,000	△ 30,119,000	198,726,663
5	9,934,131	100,000	△ 43,904,000	166,785,936

令和５年度

岩美町国民健康保険事業計画

岩美町

はじめに

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療受診機会の確保および健康の保持・増進に大きく貢献してきました。

しかしながら、公的医療保険の中で国民健康保険は、加入者の年齢層が高く医療費水準が高い、所得水準が低いなど、保険者の運営努力だけでは解決できない“構造的な問題”を抱えていることに加え、高齢化の進展や高度な医療の普及に伴う医療費の増加などによりその運営は全国的に年々厳しさを増しています。

本計画は、このような状況を踏まえながら、岩美町国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うため、令和５年度における運営の基本方針と主な取り組みについて定めるものです。

第１章　国民健康保険事業運営(特別会計)の現状と課題

1　国民健康保険事業運営の状況

（1）被保険者・世帯数

本町における国民健康保険の加入状況（令和４年９月末現在）は、1,641 世帯、2,521 人で、町の人口（11,048 人）の 22.8%を占めていますが、被保険者数は年々減少しています。

		H30	R1	R2	R3	R4
世帯数（世帯）		1,743	1,698	1,690	1,693	1,641
被保険者数（人）	0 歳～39 歳	503	444	411	407	352
	40 歳～59 歳	479	445	457	433	415
	60 歳～74 歳	1882	1,859	1,841	1,849	1754
	合計	2,864	2,748	2,709	2,689	2,521
軽減世帯数（世帯）		1,187	1,168	1,155	1,148	1,150
全世帯に対する割合(%)		68.1	68.8	68.3	67.8	70.0

【国民健康保険実態調査・基盤安定事業計画より】

（2）国民健康保険税の収納状況

本町における、国民健康保険税の収納状況は以下のとおりです。世帯数・被保険者数の減少に伴い、現年分の調定額・収納額も減少傾向にあります。

		調定額（円）	収納額（円）	収納率（%）
H30	現年分	237,026,400	225,103,635	94.97
	滞納分	82,204,837	15,040,244	18.30
R1	現年分	225,692,300	215,455,715	95.46
	滞納分	74,781,558	13,919,144	18.61
R2	現年分	230,433,400	220,945,600	95.88
	滞納分	65,057,282	12,967,338	19.93
R3	現年分	220,319,600	211,795,987	96.13
	滞納分	56,051,816	8,851,221	15.79
R4	現年分	210,055,200	201,613,056	95.98
(見込)	滞納分	52,862,608	9,765,145	18.47

【税務課資料】

（3）医療給付費

歳出における医療費については、以下のとおりとなっています。

	R1	R2	R3	R2→R3 伸び率
1人当たり診療費（円）	373,111 (324,710)	399,427 (323,068)	390,020 (338,856)	97.64% (104.89%)
一般被保険者	374,131 (324,662)	399,418 (322,996)	390,020 (338,856)	97.95% (104.91%)
退職被保険者	116,429 (345,730)	— (4,417,135)	— (—)	— % (— %)
1件当たりの日数（日）	2.02 (1.96)	2.04 (1.91)	2.01 (1.88)	98.53% (98.43%)
一般被保険者	2.02 (1.96)	2.04 (1.91)	2.01 (1.88)	98.53% (98.43%)
退職被保険者	1.34 (1.88)	1.00 (6.19)	— (—)	— % (— %)
1日当たりの診療費（円）	17,846 (15,241)	19,824 (16,056)	19,369 (16,493)	97.70% (102.72%)
一般被保険者	17,863 (15,243)	19,824 (16,054)	19,369 (16,493)	97.70% (102.72%)
退職被保険者	10,084 (14,729)	24,470 (39,619)	— (—)	— % (— %)

（ ）内は鳥取県平均値　　【国民健康保険事業年報より】

令和3年度は令和2年度に比べ2.4%程度減少しました。県平均は反対に増加しています。診療日数も1.5%ほど減少しており、受診控えに加えて入院の減少があるのか、全体的な医療費は減少しています。令和4年度は令和3年度より高くなる見込みとなっており、医療の高度化により医療費増加傾向は続くことが予想されます。国民健康保険事業の健全な運営のためには、より一層医療費の抑制に努めなければなりません。

（4） 国民健康保険事業特別会計の決算状況 （円）

【歳入】	R1	R2	R3	R4(見込)
国民健康保険税	229,374,859	233,912,938	220,647,208	207,065,145
使用料及び手数料	90,700	97,600	83,500	90,000
国庫支出金	962,000	3,924,000	458,000	0
県支出金	1,075,334,820	1,132,953,645	1,108,627,876	1,166,006,000
財産収入	73,192	88,637	136,611	19,000
寄附金	0	0	0	0
繰入金	137,041,874	137,996,656	123,959,895	129,003,000
繰越金	0	0	0	0
諸収入	1,067,327	141,381	0	0
合計	1,443,944,772	1,509,114,857	1,453,913,090	1,502,183,145
【歳出】				
総務費	12,917,793	10,772,650	9,548,788	11,027,000
保険給付費	1,039,328,945	1,091,576,446	1,067,912,154	1,093,857,014
国民健康保険事業費納付金	332,144,307	346,138,966	315,749,857	316,114,000
共同事業拠出金	320	270	17	0
保健事業費	25,997,240	31,435,593	28,645,528	29,482,000
積立金	73,192	88,637	136,611	19,000
諸支出金	1,762,800	5,016,000	4,203,183	41,750,000
予備費	0	0	0	0
合計	1,412,224,597	1,485,028,562	1,426,196,138	1,492,249,014
収支差額	31,720,175	24,086,295	27,716,952	9,934,131
基金保有額(年度末)	204,746,993	200,655,805	201,109,714	198,726,663

2　国民健康保険事業運営の課題

国保事業運営の対象となる被保険者数は減少傾向となっており、事業運営の要である国保税の税収も減少傾向にあります。本町は同規模団体と比較して生活習慣病のうち糖尿病の医療費が多く、医療費増加の要因として考えられます。さらに、被保険者の高齢化が進んでいることは、医療費の増加に影響を与えている要因の一つと考えられます。

保健事業により対策を行い、更なる歳出抑制を行わなければ、本町国保事業の安定的な運営が難しい状況となっています。

	入院		外来	
男性	医療費（円）	割合	医療費（円）	割合
糖尿病	8,480,600	2.6%	40,347,290	13.6%
高血圧症	99,290	0.0%	16,293,390	5.5%
脂質異常症	135,080	0.0%	6,170,370	2.1%
高尿酸血症	0	0.0%	1,044,860	0.4%
脂肪肝	324,850	0.1%	117,240	0.0%
動脈硬化	0	0.0%	599,180	0.2%
脳出血	0	0.0%	15,890	0.0%
脳梗塞	3,653,210	1.1%	1,391,840	0.5%
狭心症	12,348,280	3.7%	2,163,200	0.7%
心筋梗塞	6,860,500	2.1%	34,020	0.0%
がん	72,936,200	22.0%	66,456,430	22.4%
筋・骨格	28,153,270	8.5%	11,743,630	4.0%
精神	14,512,140	4.4%	11,390,020	3.8%
その他	184,037,620	55.5%	139,139,370	46.9%
計	331,541,040	100.0%	296,906,730	100.0%
女性				
糖尿病	1,450,420	0.6%	21,274,690	8.8%
高血圧症	107,720	0.0%	14,482,390	6.0%
脂質異常症	0	0.0%	9,462,790	3.9%
高尿酸血症	0	0.0%	4,600	0.0%
脂肪肝	0	0.0%	89,410	0.0%
動脈硬化	0	0.0%	449,600	0.2%
脳出血	2,377,130	1.1%	25,080	0.0%
脳梗塞	13,615,520	6.1%	810,830	0.3%
狭心症	2,378,790	1.1%	624,000	0.3%
心筋梗塞	0	0.0%	0	0.0%
がん	38,193,230	17.1%	21,211,870	8.8%
筋・骨格	21,379,910	9.6%	28,329,960	11.7%
精神	27,631,280	12.3%	9,381,660	3.9%
その他	116,691,130	52.1%	135,547,840	56.1%
計	223,825,130	100.0%	241,694,720	100.0%

【国保データベース(R3)より】

第２章　国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

国保事業の現状を踏まえ、事業運営の健全化に向けて、取り組みの方向性や目標値を定めた上で、効果的かつ効率的な事業の推進を図ります。

１　国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上への取組

（１）国民健康保険税の改定状況

平成３０年度から、都道府県が共同保険者となり、特に財政面で支援することになりました。

これに伴い、町は県に対して納付金を納める形になり、公費等を除いた部分を保険税として賦課することになります。保険税の賦課については引き続き市町村が担うことになりますが、急激な上昇を防ぐため、財政調整基金を活用しながら緩やかに引き上げるなどの手段を、県内市町村の動向を見ながら検討してまいります。

医療	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	１人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
H30	6.7	30.0	22,290	16,030	52,347	580,000
R１	6.5	29.1	21,960	16,170	52,167	610,000
R２	6.8	28.5	22,960	16,700	54,292	630,000
R３	6.5	28.0	22,810	16,190	53,793	630,000
R４	7.0	27.6	22,590	16,030	52,791	650,000
後期	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	１人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
H30	2.8	13.1	9,230	6,720	21,558	190,000
R１	2.7	12.1	8,860	6,550	21,198	190,000
R２	2.7	11.3	8,980	6,540	21,298	190,000
R３	2.4	10.2	8,180	5,800	19,270	190,000
R４	2.8	10.8	8,810	6,250	20,580	200,000
介護	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	１人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
H30	2.7	18.0	8,100	4,920	19,060	160,000
R１	2.9	16.3	8,310	4,670	20,552	160,000
R２	2.8	18.9	9,490	5,310	23,286	170,000
R３	2.5	18.2	9,500	5,260	23,323	170,000
R４	2.5	17.2	9,220	4,910	22,403	170,000

第２章　国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

国保事業の現状を踏まえ、事業運営の健全化に向けて、取り組みの方向性や目標値を定めた上で、効果的かつ効率的な事業の推進を図ります。

１　国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上への取組

（１）国民健康保険税の改定状況

平成３０年度から、都道府県が共同保険者となり、特に財政面で支援することになりました。

これに伴い、町は県に対して納付金を納める形になり、公費等を除いた部分を保険税として賦課することになります。保険税の賦課については引き続き市町村が担うことになりますが、急激な上昇を防ぐため、財政調整基金を活用しながら緩やかに引き上げるなどの手段を、県内市町村の動向を見ながら検討してまいります。

医療	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	１人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
H30	6.7	30.0	22,290	16,030	52,347	580,000
R１	6.5	29.1	21,960	16,170	52,167	610,000
R２	6.8	28.5	22,960	16,700	54,292	630,000
R３	6.5	28.0	22,810	16,190	53,793	630,000
R４	7.0	27.6	22,590	16,030	52,791	650,000
後期	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	１人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
H30	2.8	13.1	9,230	6,720	21,558	190,000
R１	2.7	12.1	8,860	6,550	21,198	190,000
R２	2.7	11.3	8,980	6,540	21,298	190,000
R３	2.4	10.2	8,180	5,800	19,270	190,000
R４	2.8	10.8	8,810	6,250	20,580	200,000
介護	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	１人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
H30	2.7	18.0	8,100	4,920	19,060	160,000
R１	2.9	16.3	8,310	4,670	20,552	160,000
R２	2.8	18.9	9,490	5,310	23,286	170,000
R３	2.5	18.2	9,500	5,260	23,323	170,000
R４	2.5	17.2	9,220	4,910	22,403	170,000

（２）国民健康保険税の収納率

収納率の向上や滞納額の縮減は、国保事業の運営、税負担の公平性確保の観点からも極めて重要です。このため、以下の取り組みを実施し、収納率の向上を図ります。

① 目標値を定めます。 (%)

	R2（実績）	R3（実績）	R4（実績見込）	R5（目標）
現年分	95.88	96.13	95.98	96.00
滞納分	19.93	15.79	18.47	20.00

② 国民健康保険事業の運営は、一定の公費負担と国民健康保険税で賄うという基本原則に基づき、必要な財源の適正な徴収に努めます。

③ 口座振替納付の推進を図ります。 (%)

	R2（実績）	R3（実績）	R4（実績見込）	R5（目標）
口座振替世帯数割合	53.52	53.33	54.05	55.00

④ 滞納対策として、保険税の納付状況を確認し、納付できない事情を確認した上で短期被保険者証や被保険者資格証明書を発行します。保険証の交付時には納税相談を行うなど、接触機会の確保に努めます。

		R2	R3	R4
滞納世帯数（世帯）		176	157	155
短期被保険者証発行世帯数（世帯）		82	1	1
被保険者資格証明書発行世帯数（世帯）		0	0	0
不納欠損	件数（件）	102	133	－
	金額（円）	4,880,228	2,569,900	－

⑤ 電話催告、文書催告書及び差押予告書等の発送により、納税を促します。再三にわたる催告に応じない場合は、実情を踏まえたうえで給与・預貯金等の財産を調査し差押を実施します。

2　医療費適正化への取り組み

（1）レセプト点検

レセプト（診療報酬明細書）点検は、直接的な財政効果をもたらすばかりでなく、その調査結果から医療費の構造や実態を把握するための基礎資料となり、保健事業の具体的な取り組みの検討資料としても活用できるなど、医療費適正化対策としても有効と考えていることから、今後も継続して取り組んでいきます。

（主な項目）・被保険者資格点検　・請求内容点検　・交通事故等第三者行為対象点検

	R2	R3	R4
レセプト点検効果額（円）	**720,036**	**2,294,200**	**2,915,427**

（2）第三者行為損害賠償求償

第三者から受けた傷害の治療費は、健康保険で受診せず原則として加害者が負担することになっています。一時的に国民健康保険を利用して医療を受けた際は届出が必要となりますので、その周知と適切な受療を促します。

① 町広報誌やホームページでの周知により、事故にあった際の届出の徹底を図ります。

② レセプト点検や療養費給付申請受付時に、給付発生原因を把握し、必要があれば訪問や電話にて届出を促します。医療機関や保険会社等との連携を図り、情報収集に努めます。

	R2	R3	R4
件数（件）	**1**	**0**	**0**
金額（円）	**133,091**	**0**	**0**

（3）被保険者資格管理の適正化

社会保険等に加入した後も、国民健康保険で受診する事例が見受けられます。本来であれば他の保険者が支払うべき保険給付費を本町が支払うこととなることから、資格喪失後の受診ができるだけ少なくなるよう、資格取得の際や広報誌等で周知を図り、医療費適正化につなげていきます。

（4）医療費通知

岩美町においては、被保険者に医療費削減への意識を高めていただくことを目的として医療費の通知を行っております。また平成30年1月診療分からは、支払金額も併せて通知することになりました。医療費負担の仕組みや健康管理について理解を深めていただくためにも、継続して行っていきます。

（通知内容）・医療費総額　・受診年月　・受診者名　・医療機関等名称
・入院通院の別　・入院通院等の日数　・支払金額
（通知回数）年４回（１～3月、4～７月、８～１０月、１１～１２月診療分）

	R2	R3	R4（見込）
件数（件）	8,745	8,650	8,614

（5）後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進

新薬の特許期間終了後、厚生労働省の承認を得て製造・販売される後発医薬品（以下「ジェネリック医薬品」という。）は、新薬と同様の効果が得られるものとして普及してきており、薬品の価格を大幅に抑えることができます。医療費の軽減は、被保険者にとっても、保険者である本町にとっても効果が大きいことから、積極的な利用促進の取り組みを行います。

	R2	R3	R4（見込）	R5（目標）
後発医薬品（件数）利用率（%）	67.9	70.1	72.2	74.4
後発医薬品（薬剤料額）利用率（%）	49.9	50.1	50.6	51.1

① 被保険者証の交付の際、ジェネリック医薬品利用啓発のカード入れを配布します。

② 服用中に先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬にかかる自己負担額がどの程度軽減されるかを記載した「差額通知」を、鳥取県国民健康保険団体連合会へ作成委託し、被保険者に通知することにより医療費削減を図ります。

また、実際に切り替えたかどうか等の分析を行います。

③ 広報誌やホームページでの周知を行います。

（6）重複多受診者等の状況及び対策

レセプト確認により重複多受診及び重複服薬者の抽出を行い、面談を行うことで必要な以上の医療や薬剤が提供されていないか確認を行い、医療費削減を図ります。

	R2	R3	R4（見込）
抽出件数（件）	54	73	65
面談件数（件）	1	1	1

3　健康づくりへの取り組み

被保険者の病気重症化の未然防止や医療費の低減化を図るため、岩美町国民健康保険保健事業計画（平成２９年３月策定）、および岩美町特定健康診査実施計画（第３期）等、町が定める各種計画に基づき、以下のとおり実施します。

【保健事業費】	R2	R3	R4（見込）	R5（予算額）
特定健康診査・保健指導	12,947,302	11,055,711	12,114,000	12,476,000
人間ドック・ガン撲滅事業	7,345,982	6,527,757	6,174,000	7,065,000
健康教育・相談、保健センター管理等	11,142,309	11,062,060	11,194,000	11,449,000
合　計	31,435,593	28,645,528	29,482,000	30,990,000

（１）特定健康診査・特定保健指導事業

特定健康診査・特定保健指導の目的は、高血圧や高脂血症、糖尿病などに代表される生活習慣病の発症を未然に防ぐために、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍を見つけ出し、その対象者に生活習慣の改善につながる指導を行うものです。

この生活習慣病関連の疾患（脳卒中、高血圧、糖尿病など）は、国民医療費全体の３分の１を占めています。特定健康診査・特定保健指導を実施することにより、この生活習慣病の早期発見と予防を行い、医療費の削減につなげていきます。

	R1	R2	R3	R4（見込）	R5 目標
特定健康診査受診率(%)	43.6 (34.3)	40.6 (32.5)	40.1 (34.5)	43.1	60.0
うち前年も受診(%)	79.0	77.3	77.7	－	－
特定保健指導実施率(%)	17.9 (29.9)	71.8 (31.1)	27.1 (29.5)	17.0	60.0

（）内は鳥取県数値　　（岩美町国民健康保険保険事業計画・第３期岩美町特定健康診査等実施計画より）

① 被保険者のうち40歳以上を対象者として、特定健康診査を無料で実施します。その際、対象者全員に受診券を配布し、特定健診の必要性を周知します。町広報誌やホームページ等を活用して、広報にも努めます。

② 医療機関へ受診している方については、医療機関から特定健康診査受診項目のデータ提出について協力をお願いします。

③ 各地区において集団健診を実施します。鳥取県健診受診勧奨センターと連携し、前年までの受診状況によって対象者をリストアップして勧奨資材等で個別に受診を促します。

④ 特定健康診査の検査結果を受診者に提供します。必要と判断される者に対しては、特定保健指導を実施します。医療機関への受診も勧めます。

⑤ 特定健康診査の結果やレセプト等様々なデータについては、鳥取県国民健康保険団体連合会や協会けんぽ鳥取支部とも協働して分析や検証を行い、保健事業の実効性を高めます。

（2）人間ドック検診

人間ドック検診は、生活習慣病等の早期発見、早期治療、重症化予防を図ることを目的として実施します。

① 35～74歳の町民を対象として実施します。（国民健康保険以外も含む。隔年受診：定員260名、経年受診：定員40名）

② 受診の結果、必要と判断される者に対しては、生活習慣の改善指導や適切な医療の受診を指導します。

（3）がん検診

がんの早期発見・治療を目的として、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肝炎ウィルス検査を40歳以上（子宮がんは20歳以上）の町民を対象として無料で実施します。（国民健康保険以外含む）

（4）胃がん・大腸がん撲滅事業

胃がん・大腸がん撲滅事業は、町が実施するがん検診の結果、精密検査が必要と判断された方に健康診断の受診を勧めるもので、がんの早期発見治療を目的に行います。

（5）糖尿病性腎症重症化予防事業

近年、腎症の患者数・医療費が全国的に増加していることから、特に糖尿病から腎症に移行しないよう、重症化を未然に防ぐ対策を行います。レセプトデータから対象者を抽出し、医師の指導を仰ぎながら保健指導を実施し、透析治療への移行者の増加を抑制します。

（6）その他保健事業

岩美町においては、総合保健施設である「岩美すこやかセンター」内に、岩美町国民健康保険岩美病院と、役場健康長寿課・福祉課があり、相互連携を図りながら健康教育や健康相談等の事業を行っています。引き続き町民のための健康増進活動を実施します。

4　その他の取り組み

（1）国保事業共同化の取り組み（県・他市町村との連携）

平成30年度以降の国民健康保険新制度においては、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方、市町村は地域との身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等は引き続き担うこととされています。令和3年4月には第2期鳥取県国民健康保険運営方針が策定され、PDCAサイクルの確立や、保険料水準の統一化を目指すことが定められました。これらを踏まえ、事務の分担や共同化について、県や他市町村と協議を重ねながら実施していきます。

（2）国保連との取り組み

鳥取県国民健康保険団体連合会は、診療報酬等の支払事務や保健事業の委託、事業内容の相談、システムの運用等、国保保険者の事業のとりまとめを行っています。保健事業に関するデータ分析も行っており、提供されるデータを活用しながら事業執行にあたります。

（3）協会けんぽとの取り組み

国民健康保険と協会けんぽの双方が抱える健康課題の解決のため、住民向けの健康診査の案内の作成・配布や新聞折り込みを利用した周知など、連携協働して事業を実施します。

岩美町保健事業実施計画（データヘルス計画：中間評価後）【抜粋】

Ⅲ　課題解決のために実施する事業

1　保健事業の目標設定

本計画においては、「Ⅱ　現状分析と課題」において抽出された健康課題の中から、優先する健康課題を選定し、その改善に向けた具
体的な目標を次のとおり定めます。

＜優先する健康課題＞　　生活習慣病（循環器）の重症化を予防する

＜具体的な目標と評価指標＞

優先順位	目標	評価指標 現状と目標			実現のための計画	実績（見込）		
①	特定健康診査 有所見者要精密検査受診率の向上	要精密検査受診率			・特定健康診査の結果は、必ず訪問して説明してから渡す。 ・有所見者で精密検査の結果が返ってこない方については、３ヶ月を目途に電話で受診の確認をする。 ・健康講座の案内を送る。	↘	↘	↘
		H27	R1	R5		R2	R3	R4
		29.4%	40.0%	50.0%		45.9%	40.8%	35.0%
②	特定健康診査受診率の向上	特定健康診査受診率			・地区健診終了地区の特定健康診査３年間未受診者を抽出し、電話勧奨。（特に、特定健診と医療機関での受診の無い方を積極的に勧奨。）ハガキ、再交付受診券の発送 ・主治医からの受診勧奨 ・健診データ情報提供の広報を積極的に行う。 ・ケーブルテレビ番組の作成 ・休日健診を秋に設定し、健診を受けやすい環境をつくる。	↘	↘	↗
		H27	R1	R5		R2	R3	R4
		40.3%	50.0%	60.0%		40.6%	40.1%	43.1%
③	生活習慣病重症化予防 透析移行者の減少	保健指導実施者のうち新規透析移行者数			・抽出した糖尿病性腎症病期ステージ２～４の者のうち、本人及びかかりつけ医の同意を得た者について、保健師等が面接、電話等による保健指導を行う。 ・医療機関未受診者、治療中断者へ、電話や訪問等による受診勧奨を行う。			↗
				R5			R3	R4
				透析移行 0人 血糖値上昇 0人			透析移行 0人 血糖値上昇 4人	透析移行 0人 血糖値上昇 2人
④	メタボリックシンドロームの解消のため運動の定着化を図る	1回30分以上の運動習慣無しの者			・リズムエクササイズ、ヨガ教室（有料）などアフターファイブの運動教室 ・ＣＡＴＶでビデオ上映（エクササイズ） ・ウォーキングサークルや運動サークルへの活動費助成を検討する。	↗	↗	↘
		H27	R1	R5		R2	R3	R4
		40～64歳 79.6% 65～74歳 60.9%	40～64歳 75.0% 65～74歳 55.0%	40～64歳 70.0% 65～74歳 50.0%		40～64歳 80.5% 65～74歳 62.9%	40～64歳 80.9% 65～74歳 63.0%	40～64歳 79.6% 65～74歳 75.2%

※　計画の期間は平成２９年度から令和５年度とする。

個別保健事業　進捗確認・評価シート

	事業名	事業内容(概要)	対象	実施期間	評価計画・実績							
					ストラクチャー評価(構造)		プロセス評価(過程)		アウトプット評価(事業実施		アウトカム評価(効果)	
					目標値(評価項目・評価指標)	事業実績・実施後評価	目標値(評価項目・評価指標)	事業実績・実施後評価	目標値(評価項目・評価指標)	事業実績・実施後評価	目標値(評価項目・評価指標)	事業実績・実施後評価
1	特定健康診査 有所見者要精密検査受診率向上	・有所見者の結果は、受診しやすくするために精密検査紹介状を作成。訪問等で説明してから渡す。(要医療域の者及び定期受診歴がない者) ・有所見者で精密検査の結果が返ってこない方については、電話等で受診の確認を行う。	特定健診を受けた被保険者の有所見者	健診実施後	国保部門と保健部門が連携し、事業計画策定、実施体制の確保、評価を行う。	連携して事業計画策定した。実施内容を確認し、運営協議会に報告する。	事業の進捗を記録し、国保部門と保健部門で共有し進捗管理を行う。効果的な実施方法について検討し、随時改善する。	進捗の共有、実施方法の検討ができなかった。	有所見者を家庭訪問等して受診勧奨を行う。(家庭訪問等勧奨率100%)	訪問、通知で勧奨 100%	・精密検査受診率向上(目標値46%)。	受診率(見込) 35.0%
2	特定健康診査 受診率向上	・地区健診のお知らせハガキの送付。(地区ごと。昨年の受診状況を見ながら、原則対象者全員。) ・「鳥取県健診受診勧奨センター」を活用し、未受診者を健診結果や過去の受診歴からグループ分けし、特性に合わせた受診勧奨通知を送付する。(委託事業) ・未受診者へ電話勧奨を行なう。(委託事業) ・未受診者のうち医療機関定期通院者へ受診勧奨やみなし健診の案内を行う。 ・協会健保と連携し、特定健診受診勧奨折込チラシを作成。(年2回) ・町広報、防災無線、CATV文字放送などによる広報。	40歳～74歳の被保険者	・集団健診6月～翌1月 ・医療機関の個別健診6月～翌3月 ・電話勧奨9月～12月 ・通知勧奨9月～翌1月	国保部門と保健部門が連携し、事業計画策定、実施体制の確保、評価を行う。	連携して事業計画を策定した。 実施内容を確認し、運営協議会に報告する。	国保部門と保健部門で連携しながら、未受診者への勧奨メッセージを選定する。 受診状況を見ながら、勧奨方法・対象・時期等を見直す。	連携して、勧奨ハガキの内容を検討した。 追加健診の広報、医療機関への受診勧奨依頼を行った。	未受診者へ電話勧奨を行う。(目標値50%) 未受診者へ未受診者の特性に合わせた勧奨通知を送付する。(目標値80%) 定期通院者へ受診等勧奨を行う。	電話勧奨実施 54.4% 受診勧奨通知 81.6%	・健診受診率向上(目標値43.6%)	受診率(見込) 43.1%
3	生活習慣病重症化予防 透析移行者の減少	・抽出した糖尿病性腎症病期ステージ2～4期の者のうち、本人及びかかりつけ医の同意を得た者について、保健師等が面接、電話等による保健指導を行う。(委託事業) 医療機関未受診者・治療中断者へ電話や訪問による受診勧奨を行う。	健診結果及びレセプトデータから糖尿病腎症病期2～4期の者を抽出する	7月～翌年2月	国保部門と保健部門が連携し、事業計画策定、実施体制の確保、評価を行う。かかりつけ医の同意を得て行う。	連携して事業計画を策定し、連携して事業実施した。 実施にあたりかかりつけ医の同意を得た。	かかりつけ医の同意、指示のもと保健指導を行う。規定のプログラムに基づき、面談2回、電話指導6回を行う。実施内容を国保部門、保健部門で共有する。	保健指導にあたりかかりつけ医の指示を受けた 規定のプロクラムに基づき、保健指導実施中。	抽出した対象者のうち施設入所者等を除いた全員に通知勧奨を行なう。(実施率100%) 保健指導実施(5名) 未受診者・治療中断者への勧奨(100%)	保健指導の通知勧奨　100% 保健指導実施 3名	保健指導実施者のうち透析治療移行者数　0人 保健指導実施者のHbA1c(又は空腹時血糖)の値 の維持、低減	透析治療移行者(見込)　0人
4	運動習慣の定着化	・リズムエクササイズ、ヨガ教室などの運動教室の開催。アフターファイブ開催など参加しやすい環境を作る。(新型コロナの感染状況を見ながら) ・CATVなど様々な媒体でエクササイズ動画を放送する。 ・ウォーキングや運動サークル、ウォーキングイベントなどの活動を支援する。 ・とっとり健康ポイント事業(鳥取県事業)のPR	国民健康保険被保険者	通年	国保部門と保健部門が連携し、事業計画策定、実施体制の確保、評価を行う。	連携して事業計画を策定した。 実施内容を確認し、運営協議会に報告する。	国保部門と保健部門が連携して、効率的な事業実施方法や体制について検討し、進捗管理を行う。	連携して事業計画を策定した。	町広報やCATVなどで運動習慣を啓発する。 エクササイズ動画を配信する。	町広報やCATVなどで運動習慣を啓発した。 エクササイズ動画を配信した。 CATVで健康ポイント事業をPR 健診結果通知にチラシを同封した。	質問票で運動習慣なしと回答した者の割合減少(目標値) 40～64歳 71% 65～74歳 51%	質問票で運動習慣なしと回答した者の割合 40～64歳 79.6% 65～74歳 75.2%